

役員等報酬規則

社会福祉法人 民生会

役員等報酬規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人民生会（以下「当法人」という）定款第9条および第23条並びに評議員選任・解任委員会規則第9条の規定等に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員並びに評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものである。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。

(2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、退職手当は支給しない。

2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別紙第1に定める額。

(2) 賞与については、別表第2に定める額。

(3) 退職手当については、別紙第3に定める算式により算出される額。

(4) 特に功績顕著と認められる役員等に対しては、前項により算出した金額にその20%を超えない範囲で評議員会の承認を得て加算することが出来る。

(5) 常勤役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別紙第4に定める額

(2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員の兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別紙第4の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。
- (1) 報酬については、毎月末日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規則第3条3項に準じて日とする。
 - (2) 賞与については、7月及び12月とする。
 - (3) 退職手当の支給時期については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後、評議員会の承認後2ヶ月以内とする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席の都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の中途にける就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第8条 この規則により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり数処理を行う。
- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
 - (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

- 第9条 当法人は、この規則をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第10条 この規則の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

- 第11条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日より施行する。

別紙第1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 1,000,000 円

別紙第2 (常勤役員等の賞与)

7月の賞与	報酬月額×0.3か月分
12月の賞与	報酬月額×0.3か月分

別紙第3 (常勤役員等の退職金算定式)

最終報酬月額×在任年数×功績係数

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。
ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別紙第4 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	
4時間未満	10,000 円
4時間以上	20,000 円

(2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	
4時間未満	10,000 円
4時間以上	20,000 円

(3) 監事

	日額
理事会等会議への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	

4 時間未満	10,000 円
4 時間以上	20,000 円

(4) 評議員選任・解任委員

	日額
評議員選任・解任委員の出席	10,000 円

別紙第 4

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規則に基づく役員報酬は支給しないものとする。